

外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内

外国人技能実習制度関係者の皆さまには、既にご案内のとおり、新たな技能実習法*によって、技能実習制度をこれまで以上に適正かつ円滑に運営する観点から、技能実習生を我が国に受け入れる監理団体や、実際の実習現場となる実習実施者の業務に従事する方に、その職務に応じて、一定の講習(「養成講習」)を受講していただくことになっています。

*「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成28年11月成立、平成29年11月1日施行)

そこで、労務管理講習に長年の実績を有する当連合会では、労働基準行政や出入国管理行政に詳しい方々を講師として、29・30の両年度内に全都道府県で2回以上、所定の養成講習を開催しているところです。

養成講習は、①受講を修了した方を配置しなければ技能実習制度を利用できない、あるいは、②修了した方をより多く配置すれば受け入れ枠の拡大など優遇措置を受けやすいものとなっています。

また、平成32年3月31日までに講習を修了した方を配置しなければ事業を継続できなくなるおそれがあります。

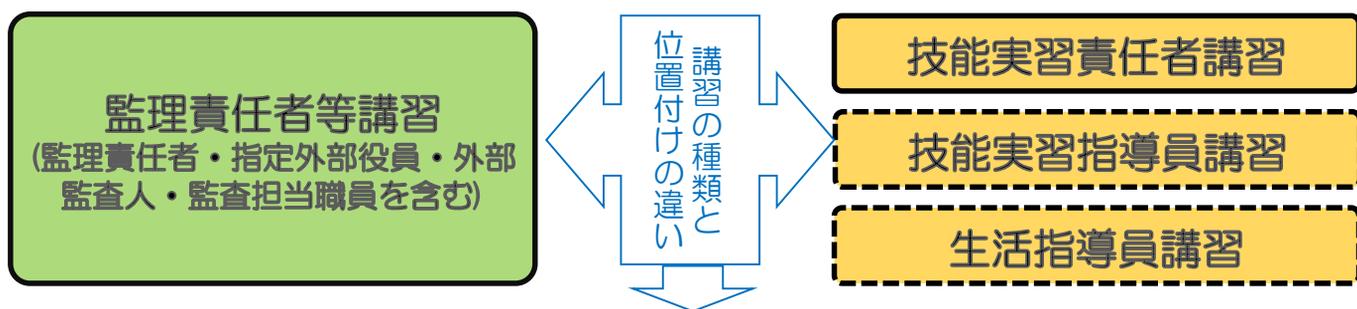
当連合会の講習では、この分野に経験豊富な講師陣が、このために編集制作したテキストを元に、「しなければならないこと」「してはいけないこと」「した方がよいこと」などを「わかりやすく」解説します。

養成講習が始まって後(平成29年11月～)、既に多くの方が受講されました(当連合会の累積受講者数は約6,200人)。しかし、未受講の方もまだまだたくさんいらっしゃいます。たしかに、講習修了者がいなくても営業できる猶予期限である32年3月31日までには、まだまだ時間的なゆとりがありそうです。でも、31年度からは理解度テストの採点が厳格になることが予定されています。また、監理団体や実習実施者の評価制度が事実上、運用されることが見込まれています。したがって、今年度末に向け受講の機運が急速に盛り上がり、受講しづらくなる惧れがあります。

つきましては、佐久市で開催される各講習(裏面参照)を早目にお申込みいただき、受講しておくことを、監理団体の皆さんにお勧めします。また、傘下の技能実習実施者の皆さんに、それぞれの講習の受講を勧奨していただきますよう、お願いします。

なお、長野県以外の近県での養成講習の開催時期・場所等はこちらをご覧ください。

<http://zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001/schedule2018.html>



 は、必須の講習です。修了者を配置しなければ、許可取消など事業を続けられなくなる惧れがあります。
 は、必須ではありませんが、受講修了者の数が評価の対象となり、受講すると加点され、「優良」と評価されると、上限3年とされている技能実習期間が5年に延長されるなどの優遇措置を受けられます。

お申し込み・お問合せ：公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル6階
TEL：03(5283)1031 FAX：03(5283)1032
ginou-info@zenkiren.com 担当：西津、石田、高木

今後の長野県内の各講習日の日程

講習名	開催日	申込受付 開始日時	申込締切日 振込締切日	講習時間等	定員	受講料
監理 責任者等 講習	1月 30日 (水)			受付開始 08:30		12,000円
技能実習 責任者 講習	1月 31日 (木)	11月20日 (火) 15:00	申込締切日 12月20日 (木)	講義開始 09:00	80人	11,000円
技能実習 指導員 講習	2月 1日 (金)		振込締切日 12月27日 (木)	講義終了 17:50		10,000円
生活 指導員 講習	2月 2日 (土)			受付開始 08:30 講義開始 09:00 講義終了 15:30		9,000円

【申し込み方法】お申し込みはインターネットでお願いします。

(1) <http://www.zenkiren.com/seminar/ginouiissyuu001/schedule2018.html>

(2) 全基連 → 検索

(3) スマホならこちらから →



→ セミナー等 → 外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内
→ 平成30年度開催スケジュール → 長野県

※ネットが使えないなどの場合は、こちらにご連絡ください → 03 - 5283 - 1031

会場

佐久浅間農業協同組合本所

佐久市猿久保882



- ・車でお越しの場合、駐車可能（無料）です。
満車の場合は、**駒場公園第2駐車場**をご利用ください。
- ・ハケ岳高原 北中込駅より 徒歩10分